

盛岡広域市町契約管理システム構築及び運用業務
要求仕様書

令和8年4月

盛岡市財政部契約検査課

第 1 総則	2
1 適用	2
2 目的	2
3 業務概要	2
4 秘密の保持	2
5 契約不適合	2
6 一般的損害等	2
7 契約期間	2
8 契約代金の支払い	3
9 運用終了時の処理及び引継ぎ	3
第 2 システムの概要	3
10 システムの基本要件	3
11 LGWAN 環境に関する要件	4
12 動作環境	4
第 3 機能要件	4
13 機能要件	4
第 4 非機能要件	4
14 サービスレベル要件	4
15 導入支援	5
16 運用支援	5
17 保守	5
18 障害発生時の対応	5
19 セキュリティ対策	6
20 バックアップ要件	6
21 その他の提案事項	7
22 その他	8

第 1 総則

1 適用

本仕様書（以下「仕様書」という。）は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手町、葛巻町、雫石町、紫波町、矢巾町の盛岡広域 8 市町（以下「盛岡広域市町」という。）が共同で調達する、盛岡広域市町契約管理システム構築及び運用業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2 目的

盛岡広域市町は、国が示す「連携中枢都市圏構想」の趣旨に基づき、「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」を策定し、盛岡広域圏が将来にわたり一定の圏域人口を有し、生活の質の向上や経済の維持発展を図るため、圏域内の各市町が連携して各種事業に取り組んでいる。このたび、広域で契約管理、業者管理における効率化の促進、利便性の向上を目的とし、盛岡広域市町の事務負担の軽減を図るため契約管理、業者管理を実施するためのシステム（以下「本システム」という。）の導入しようとするもの。

3 業務概要

- (1) 契約管理システム導入業務委託
- (2) 契約管理システム賃貸借（長期継続契約）

4 秘密の保持

受注者は、本業務で知り得た事項を発注者の承認を得ずに他に漏らしてはならない。また、この取扱いは契約期間の満了又は解約により契約が終了した後も同様とする。

5 契約不適合

本業務の成果に瑕疵が見受けられる場合には、本業務継続中はもとより終了後においても、受注者の責任により修正するものとする。受注者側において瑕疵を認識した場合には、遅滞なく盛岡広域市町に報告するものとする。

6 一般的損害等

受注者は、本業務遂行中に生じた諸事故に対して、発生原因、経過、被害等の状況を発注者に速やかに報告し、受注者の責任においてその解決を行うこと。

7 契約期間

- (1) 契約管理システム導入業務委託（盛岡市）
契約締結日から令和 8 年 12 月 31 日まで
- (2) 契約管理システム賃貸借（長期継続契約）
令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日まで

ただし、盛岡市は令和 9 年 1 月 1 日から、矢巾町は令和 9 年 4 月 1 日からの利用開始となる。

8 契約代金の支払い

(1) 契約管理システム導入業務委託（盛岡市）

契約代金は一括払いとし、業務完了の確認を行った後に支払う。

(2) 契約管理システム賃貸借（長期継続契約）

契約代金は月払いとし、盛岡市以外の市町分を含めて、盛岡市が業務完了の確認を行った後に支払う。

9 運用終了時の処理及び引継ぎ

(1) 受注者変更が生じる場合の次期システム受注者への協力

契約期間満了後、受注者と契約更新しない場合、受注者は、次期契約管理システム受注者に対し業務移行に関して、契約期間中の仕様変更情報を含む運用情報、蓄積された情報の提供その他について、信義を以て誠実に協力すること。その際、受注者に発生する費用については、特別な作業が発生する場合を除き、盛岡広域市町に別途請求しないこと。

(2) 受注者変更が生じる場合のデータの返還、削除

受注者は、契約期間中に蓄積したデータのほか、盛岡広域市町に関する情報について、盛岡広域市町と協議のうえ、提出すること、もしくは盛岡広域市町で取得できる方法を示すとともに、残余データは全て消去し、その結果を報告すること。

第 2 システムの概要

10 システムの基本要件

令和 8 年 4 月 17 日時点において、以下の要件を満たすシステムであること。

(1) Web 型システムとし、主要なサーバ機器は、受注者が保有するデータセンターに設置し、SSL 暗号化等のセキュリティ対策を行った上でインターネット回線又は L G W A N 回線を通じ利用可能であること。

(2) 契約管理及び業者管理について、建設工事、建設関連業務委託、物品・役務（維持管理含む）の調達区分に対応すること。

(3) 工事検査管理が可能であること。

(4) 盛岡広域市町で共同利用している「盛岡広域市町競争入札参加資格申請受付システム（C Y D E E N）」が保有する業者申請情報について、データ連携が可能であること。「盛岡広域市町競争入札参加申請受付システム」からは E U C 形式でデータが出力可能である。

連携方法、連携頻度、連携情報の制御（自動・手動）等 連携の詳細について提案すること。

(5) 現在盛岡市で利用し、盛岡広域市町において今後共同利用を予定している「電子入札システム等サービス（C Y D E E N）」と案件情報等及び業者情報についてデータ連携が可能であること。「電子入札システム等サービス」からは C S V 形式でデータが出力可能である。

連携方法、連携頻度、連携情報の制御（自動・手動）等 連携の詳細について提案すること。

(6) システムは、土日休日・祝祭日を除く平日の 8 時 30 分～21 時 00 分に利用可能であること。

上記稼働時間以外に利用可能である場合、稼働時間を提案すること。

(7) 市町ごとの同時ログインユーザー数に上限がある場合、上限数を提案すること。なお、盛岡市における利用予定人数は 12 名であるが、同時ログインユーザーは 10 名未満を想定している。

11 LGWAN 環境に関する要件

- (1) システムは、地方公共団体情報システム機構の LGWAN-ASP サービスリストに掲載されているシステムであること。

※当初導入の盛岡市はインターネット接続系、矢巾町は LGWAN 接続系での利用を予定している。

12 動作環境

OS 等については、以下の環境への対応すること。また、契約期間中におけるバージョンアップ、新 OS への対応も無償で行うこと。

区分	要件
PC (OS)	Windows11以降
PC (ブラウザ)	Microsoft Edge又はGoogle Chrome
PC (ソフトウェア)	Microsoft Office 2016以降

第 3 機能要件

13 機能要件

別紙「機能要件一覧表」にて指定する全項目について、令和8年4月17日時点の実装状況が一目で分かるよう一覧表形式で提案すること。なお、機能としては有しないが同様の効果を得られるもの（代替案）がある場合は、その内容について提案すること。

- (1) 契約管理機能（工事検査管理機能を含む）
- (2) 業者管理機能
- (3) 汎用帳票作成機能
- (4) 運用管理機能
- (5) 追加提案

第 4 非機能要件

14 サービスレベル要件

- (1) サービス品質に対して、品質保証項目及び保証値を定めて提案すること。提案の SLA が達成できなかった場合の対応等についても具体的な提案があることが望ましい。
- (2) 実績値が保証値を下回る結果となった場合、保証値を達成できなかった理由及び今後の改善策を報告書にまとめ各市町へ提出すること。

<例>

品質保証項目	保証値
サービスの稼働率(※メンテナンス時を除く)	99.8%以上
障害発生時の復旧までに要する時間	発生から8時間以内
レスポンス時間(画面)	通常時要件：3秒

15 導入支援

以下に示す項目について、内容、回数、方法（対面又はリモート）及び自治体向けの実績を提案すること。導入当初のみならず、対象案件拡大の際など、随時設定可能な場合は、回数や設定条件等について提案すること。

なお、盛岡広域市町においては、本システムを順次導入予定であり、複数回、複数年度に渡る導入支援が必要となると見込まれることから、その点を踏まえて提案すること。

(1) 職員向け説明会、運用マニュアル

ア 内容：操作方法や詳細な機能の説明、障害発生時の対応など

イ 回数：導入する市町毎に1回以上実施すること

ウ 成果物：職員向け運用マニュアル

(2) その他

ア 上記に含まれないサポート対応等があれば提案すること。

16 運用支援

(1) ヘルプデスク

ア 本システムの利用に関する問い合わせに対応するヘルプデスクを設置することとし、対応方法（電話、メール、システム内チャット、チャットボット、問い合わせフォーム、FAQ等）、対応時間を提案すること。

(2) 問い合わせ対応、情報提供等

ア 本システムの運用に関する相談等、盛岡広域市町からの問い合わせ（ヘルプデスクでの対応となるものを除く）に対し、24時間以内（土日祝日を除く）にレスポンスをすること。

イ 各市町が庁内で組織する担当者等による会議等に対して、必要に応じて資料準備、説明等の支援を行うこと。

(3) その他

ア 上記に含まれないサポート対応等があれば提案すること。

17 保守

(1) 障害発生時や盛岡広域市町の職員では対応できない作業について、盛岡広域市町の依頼に基づき実施すること。

(2) 本システムの機能を構成する機器状態、設置環境の状態を定期的にチェックし、障害の予防に努めること。

(3) 障害復旧等の緊急時を除き、保全業務が発生する場合は、何日前までに盛岡広域市町へ報告が可能か提案すること。また、作業は閉庁日または閉庁後、通常業務に支障がない時間において実施すること。

18 障害発生時の対応

(1) 障害発生時の連絡体制の構築

ア 盛岡広域市町から障害申告があった場合はこれを24時間365日遅滞なく受け付け、速やかに対処すること。また、対処後は回復報告を行うこと。

イ 障害申告を受け付ける連絡体制を構築し、運用開始時と体制変更時には、緊急連絡先を示すこと。

(2) 障害発生時の対応マニュアルの策定

ア 過去の障害発生の事例を踏まえ、いくつかの障害に類型化して障害発生時の自社対応マニュアルを用意し、障害発生時に受注者の社員が迅速に対応できるようにすること。

イ 盛岡広域市町側で必要となる対応については、別途マニュアルにて示すこと。

成果物：自治体向け運用マニュアル、業務フロー図等

(3) 原因究明、障害除去及び結果報告

障害発生の申告を受けた時、もしくは受注者が障害を検知した時は、自社対応マニュアルに従い、直ちに障害内容（発生事象）、影響範囲、回復見込等を報告のうえ、原因を究明し、速やかに障害除去に努めること。

(4) 障害除去後、障害発生から除去に至るまでの経緯及び再発防止策を報告すること。

(5) 他者原因である場合の原因の究明と協力

ア 障害が受注者の管理するハードウェアまたはソフトウェアに起因するものでないことが明らかになった時は、直ちにその旨及び想定される障害発生原因を報告するとともに、障害除去のため、誠意を持ってサポートすること。

イ 盛岡広域市町が求めた場合は、障害発生原因と想定される他事業者に、障害情報を提供すること。

19 セキュリティ対策

下記を踏まえ、本システムに関するセキュリティ対策の概要を**提案すること。**

(1) 基本事項

本システムの不正な改変、盛岡広域市町や受注者の保存情報の漏洩、通信情報の改ざんその他のセキュリティ危殆化要因に対して、情報処理推進機構が公表している「安全なウェブサイト の作り方」に示されている水準をクリアする等、十分なセキュリティ対策を講じること。

(2) 認証取得状況

ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)、ISO/IEC 27001、ISO/IEC 27017、日本セキュリティ監査協会のクラウド情報セキュリティ監査、SOC2 報告書(Service Organization Control Report)のいずれかの取得により本システムの信頼性が確認できること。また、プライバシーマーク等も含めて 本システムに関する認証取得状況並びに申請中の状況を**提案すること。**

(3) IP アドレス制限

IP アドレス制限により外部からのアクセスを自動的に判断し、制止する機能を有すること。

(4) 保存文書の暗号化

第三者による解読や悪用を防止するため、保存文書のデータを暗号化する機能を有すること。

(5) 追加提案

セキュリティ対策や個人情報保護などに関して、社員に対して独自の研修等を実施している場合は、**提案すること。**

20 バックアップ要件

下記を踏まえ、本システムに関するバックアップの概要を**提案すること。**

(1) データセンター及びバックアップ拠点の所在地

本業務に関する契約書等のデータは全て日本国内で保存されるものとし、データセンター及びバックアップ拠点の所在する都道府県名(都道府県名を開示できない場合は、西日本または東日本)を提案すること。

災害等のリスクに備え、東日本と西日本に拠点が分かれていることが望ましい。

(2) データセンターの仕様

品質基準はティア3相当以上であることが望ましい。

日本データセンター協会の基準に準拠していない場合、1.地震や火災など災害への安全性、2.機器の冗長性、3.建物やサーバールームへのアクセス管理、4.想定するエンドユーザの稼働信頼性について、ティア3相当である旨を提案すること。

自社設置か他社設置か、国内基盤か海外基盤かについても併せて提案すること。

<例> ティア3、自社設置、国内基盤

(3) バックアップ頻度(世代管理)

バックアップの頻度及び世代管理が可能か具体的に提案すること。

<例> 日次、7世代管理

(4) 事前連絡

データセンターの仕様やバックアップ頻度、世代管理など提案時のバックアップ内容から変更がある場合において、盛岡広域市町へ変更の何日前までに連絡が可能か提案すること。

(5) データの破棄

データを破棄する際は、受注者の責任で破棄すること。

盛岡広域市町が報告を求めた場合は、破棄結果の報告を行うこと。

21 その他の提案事項

(1) 導入実績とシステムの継続性

ア 令和8年4月17日時点で有償契約済(令和8年4月17日時点で事業者選定が終了済で契約予定のものを含む)の自治体名を明示すること。(該当多数の場合は東北を優先して記載し、総団体数を記載)

<例> A市、B町、C村 ほか計10団体

(2) システム間連携の実績と将来展望

ア 盛岡広域市町で使用している各種業務システム(文書管理・電子決裁システム、財務会計システム等)との連携実績(API連携又はCSV連携)又は連携予定を提案すること。また、連携する場合の外字・拡張文字への対応方法(文字化け対策等)について提案すること。

※盛岡広域市町で使用しているシステム

文書管理・電子決裁システム	NEC(GPRIME)、アイシーエス(Bestside)、シナジー(ActiveCity)、しましまクリエイティブ(旧電創テクノ)
財務会計システム	NEC(GPRIME)、アイシーエス(Bestside)、ジャパンシステム(FAST)、TKC(TASKクラウド)、ぎょうせい(財務会計システム)

イ 将来的にシステム間連携を行う際は、円滑且つ安定的な連携に向け連携先システム事業者との協議に応じることとし、連携に必要な情報の開示・提供を行うこと。なお、連携先

システムの仕様に合わせて改修が必要となる場合の費用については、別途協議して定めること。

(3) データ移行に係る提案

ア 盛岡広域市町で現在使用している契約管理システム等からのデータ移行の条件、内容及び費用について提案すること。

イ 盛岡市については、データ移行は不要とする。

(4) 当初導入以外の市町に係る提案

ア 盛岡広域市町のうち、盛岡市及び矢巾町以外の市町が、本システムの利用を開始する際の条件（導入支援の内容や費用等）は、費用に係る部分を除き本業務と同じ内容とし、費用については、各市町ごとに提案すること。

イ 盛岡市以外の市町が本システムを導入する場合の導入費用は、本業務の受注者と別途契約を締結するものとする。

ウ 盛岡市及び矢巾町以外の市町が、本システムの利用を開始する際は、変更契約により契約管理システム賃貸借への利用対象の追加を想定している。

22 その他

(1) 庁舎移転等への対応

ア 盛岡広域市町の庁舎移転等により接続拠点を変更する必要がある場合は、設定変更等に協力すること。その際、費用が発生する作業等については、別途協議して定めること。

(2) 法令等の遵守

受注者は、本業務の遂行に当たっては以下に掲げる法令等を遵守すること。

ア 国等で定められた法・ガイドライン

イ 盛岡広域市町が定める条例・セキュリティポリシー等